

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会  
特定放射性廃棄物小委員会  
(第6回会合)

日時 令和7年4月25日(金) 10:00～12:11

場所 経済産業省 別館11階 1115会議室(オンライン併用)

○横手課長

それでは、定刻となりましたので、第6回特定放射性廃棄物小委員会を始めさせていただきます。事務局を務めます、放射性廃棄物対策課長の横手でございます。本日はご多忙の中、委員の皆さまにはご出席いただきまして誠にありがとうございます。

委員の皆さま方の出欠でございますけれども、織委員の到着が遅れておりますが、委員長を含め全員出席の予定でございまして、定足数を満たしていることから小委員会を開催させていただき運びとなりました。

対面とオンラインのハイブリッド開催でありまして、長谷部委員、三井田委員、村上委員、吉田委員はオンラインでの参加ということになってございます。また、本日はオブザーバーとして、NUMOから苗村専務理事、永吉理事、兵藤技術部部長、電気事業連合会から合田最終処分推進本部本部長代理にご出席いただいております。

会議の様子はYouTubeの経産省チャンネルで生放送いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

本日は、同時に4つ5つ、省内で審議会をやっているということもありまして、モニター、マイクがない等、ご不便をおかけするところでございます。資料に関しましては対面でご参加の方はお手元のipadをご参照いただければと思います。また、オンラインでご参加の方についてはTeamsの画面上でも適宜投影をさせていただきたいと思っております。

続いて、本日の資料を確認いたしますので、配布資料一覧をご覧ください。上から資料1として議事次第、資料2として委員名簿、資料3が資源エネルギー庁の説明資料、資料4および5がNUMOの説明資料となっております。また、参考資料として参考資料1、2が今般の北海道寿都町、神恵内村の理解プロセスの際にNUMOが説明会の中でお配りした、文献調査報告書を分かりやすくお伝えするパンフレットとなっております。資料は以上になりますが、もし資料に不足などございましたら事務局までお知らせいただければと思います。

では、以降の議事進行は高橋委員長にお願いいたします。高橋委員長、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○高橋委員長

それでは、本日の審議を開始いたします。審議終了予定は12時ごろを念頭に置いており

ます。皆さまにできるだけ多くのご発言頂戴できますよう、事務局と連携して議事運営に留意してまいります。委員各位におかれましては、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

本日の議題は、議事次第に記載されておりますように、最終処分に関する最新の取り組み状況について、文献調査報告書および地層処分事業に関する北海道内および全国的な理解活動、玄海町における文献調査の状況の3点でございます。

議題1では、資源エネルギー庁より最終処分政策に関する令和6年度の取り組みについてご報告をいただきます。議題2では、NUMOより今般の北海道寿都町、神恵内村での文献調査報告書に関する法定の理解プロセスとして行った理解活動や、並行して実施した全国理解活動についてもご説明をいただきます。最後に、議題3ではNUMOより玄海町における文献調査の状況についてご説明を頂戴したいと思います。

審議、議論の時間は議題1についてご説明いただいた後、および議題2、3について説明いただいた後に設けようと思っております。委員の皆さまにおかれましては、忌憚のないご意見を頂戴できればと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、プレスの皆さま方はここまでとさせていただきますので、ご退席いただきますようお願いいたします。YouTubeでの傍聴は引き続き可能となりますので、引き続きYouTubeにてご覧ください。

それでは、まず資源エネルギー庁より、議題1についてご説明頂戴したいと思います。よろしくお願いいたします。

#### ○横手課長

それでは、資料3をご覧ください。最終処分に関する最新の取り組み状況ということでございまして、年度の初めということで、毎年度この時期にはその前年度の取り組み状況をご報告させていただいております。今回につきましては、ちょうど北海道の法定プロセス、それから玄海町での対話の場が立ち上がったということもございまして、こうしたことを含めて最近の状況についてご報告差し上げて、ぜひ委員の皆さまからご意見を頂戴したいと思っているところであります。

それでは、資料3、1ページ目。まず第7次エネルギー基本計画、これを今年2月に閣議決定させていただきました。この約3年半の進捗状況、取り組んできたこと、ご議論いただいたことを盛り込んでアップデートさせていただいたものでありまして、基本的な考え方そのものは大きく変わっておりません。そういった部分について、この下、ご覧いただくと黄色の網掛けの部分が特に今回追記をさせていただいた、もしくはこれまでの3年間、4年間の審議会での議論を踏まえまして、基本方針なども参考にしながら盛り込ませていただいたものということでございます。

1つ目の黄色の網掛けご覧いただきますと、これは地層処分の技術的な面を、要するに技術的信頼性に関しまして、これは法定説明会をやっている、日本で地層処分が技術的

に可能なのかといったご質問が非常に多かったということもございまして、こういう技術的信頼性について随時確認をしてきました。それは、昨年のワーキングにおける議論というものも含めて確認してきているということを記載させていただいているところであります。

それから、1ページ目の後段部分は、まさに北海道で法定プロセスを開始しましたということ。それから、玄海町において文献調査を開始させていただいたと、こういったところを追記させていただいているところでございます。

それから、2ページ目。こちらは、文献調査地区拡大に向けた取り組み強化に関しまして、令和5年に改定した基本方針などを踏まえて記載をしているところであります。高レベル放射性廃棄物、ガラス固化体が既に発生しており、青森県六ヶ所村、茨城県東海村で既に管理もされているところであります。

本日、一部報道にも見られますように、青森県での管理も30年が経過したというタイミングでございまして、最終処分事業の進展、これは待ったなしという状況だと思っています。

一日でも早い最終処分の実現に向け、国が前面に立って取り組んでいくということでございまして、追記の部分で申し上げれば、対話型全国説明会の開催などに加えて一昨年から開始した全国行脚、こういったものを通じて国主導で取り組みを強化していきたいということでもあります。

それから、北海道の法定プロセスそのものも全国における理解活動を深めていく契機だと我々は捉えまして、非常に集中的に取り組んできたというところでございます。こうしたところをエネルギー基本計画の中では位置付けさせていただいたということでございます。

3ページ目は、基本方針の参考として付けさせていただいております。

それから、4ページ目。これが昨年度における主な取り組みということでございます。大きく1～6でございます。順番にご説明させていただきます。

5ページ目、1つ目が、地層処分の技術的信頼性に係る話でございます。委員の皆さまご案内のとおり、法制定以降JAEAをはじめとする研究機関において地層処分の技術的な信頼性の向上に向けて研究開発に取り組んできたところでございます。

とりわけ2つの地科研で実施してきた地層科学研究、要するに地質環境の調査・評価に関する研究につきましては、令和元年度までで当初の目的はほぼ達成したということで、瑞浪についてはそこで閉鎖をさせていただいたわけですが、その後も幌延のほうでは人工バリアの適用性確認であるとか、処分概念オプシオン、工学的実現性の実証、こうした取り組みを続けさせていただいているところであります。

とりわけ昨年度ということで申し上げます、350m深度の調査坑道での研究課題、これは一応、当初目標を達成したとJAEAの外部専門委員会のほうでも評価を受けているところでございます。

ただ、今まさに 500mの調査坑道、連絡坑道がつながったという状況でございますけれども、今後は 350m帯で開発してきた調査技術等を、それとは地質環境が異なるこの 500m帯に適用確認をしていくということを進め、技術の体系化を進めてまいりたいと思っております。

6 ページ目、全国行脚についてでございます。ここからは比較的国民理解、それから地域の理解、こういったところの話になってくるわけですが、まずは全国的な理解の促進の一環として、先ほど申し上げたように 2023 年の 7 月より全国の地方自治体の首長さまを個別訪問する全国行脚、これを開始しているところであります。

初年度より毎年度 100 自治体を回っていくということを目指して進めており、2024 年度末時点で 203 自治体を訪問し、目標を達成しているというところでございます。

下に主なコメントなど付けさせていただいていますが、一番多いのは左側の一番上にある、「必要性は理解できます。」ということですね。一方で自分のところとなるとなかなかすぐに、直ちにどうこうできないということであるとか、もしくはご覧いただければ分かるように、「自分のところは住宅街がずっと続いているところなのでなかなか難しい」、「場所がそもそもない」等、こういったところもございます。

そのため、もちろん関心を持って検討してくださろうとしてくださる自治体もございすけれども、基本的になかなか簡単ではないというところではありますが、必要性については全ての自治体にご理解いただいているというところ、これは非常に心強い話かなと思っております。2025 年度も 100 自治体訪問を目指して取り組んでいきたいと思っております。

7 ページ目、国民的理解の醸成ということで、各種説明会等を進めてきております。とりわけ 1 つ目のぽつにございますように、対話型全国説明会、これを 2017 年より開始して、2024 年度末時点で 204 回開催ということになってございます。

なお、一部報道にもありましたけれども、東京での対話型説明会における、国、NUMO の軽率な発言については改めておわび申し上げます。ご提案に対し敬意を伝える意図ではあったものの、配慮に欠ける表現があったことは事実でありまして、より一層丁寧なご説明を心掛けてまいりたいと思っております。

それから、右側にもありますように自治体向けの説明会、要するに先ほど全国行脚で首長にご説明に上がるというのをやっていますけれども、自治体の職員向けの説明会というのも毎年度、進めてきているところでございまして、2024 年度も全 5 ブロックですね。全国を 5 ブロックに分けてしっかりご説明をさせていただいたということでございます。それから、マスメディア広報等もやってきているというところでございます。

8 ページ目、この地層処分事業は極めて長期にわたる事業でございます。そうした観点から次世代層、若年層、こういったところへの理解活動というところも極めて重要だと思っております。大学生であるとか高校生、こういった方々に各種出前授業や研修、それからイベント出展のご支援、こういったところをやらせていただいているということで

ざいます。

後ほどご紹介しますが、こういった取り組みに参加いただいた大学生、それから高校生の皆さまにシンポジウムのほうで感じたことであるとかお考え、こういったものを発信していただくということも2月にはさせていただいたところでございます。

9ページ目、まさにそれが北海道での法定理解プロセスに関する取り組みというところの一環でもありました。法定プロセスにつきましては、1つ目のぼつにございますように、昨年11月22日にNUMOのほうで文献調査報告書を公表し、寿都町長、神恵内村長、それから北海道知事に手交させていただいて、法定の理解プロセスを開始させていただいたところでございます。

寿都町、神恵内村および道内全域14振興局に分かれていますけれども、そういったところ、さらには説明会をご希望いただいた自治体、計全25回の説明会をさせていただくとともに、各種メディア広報なども集中的に実施させていただきました。さらには、様々なご疑問にお答えする質疑の場というのも追加で実施させていただいたところでございます。

下をご覧くださいと、左側がどこでやったのかということですし、それ以外にメディア活動ということで、北海道の中で申し上げれば新聞広告、電車内中吊り、デジタルサイネージ等、それから右側、全国という意味で申し上げますと、こちら新聞広告であるとかトレインチャンネル、イベント出展、それからシンポジウムの開催、さらには政府広報というのも今回初めてやらせていただいたということでございます。このあたりは、後ほど議題2のほうでNUMOからも詳細にご説明があらうかと思います。

10ページ目、6ぼつ、玄海町の話でございます。昨年4月に町議会のほうで誘致に関する請願を採択いただき、その後、国の方から申し入れをさせていただいて、6月に文献調査を開始をしたというところでございます。

その後、地元においてNUMOの方で個別の理解活動を進めてきて、並行して現地事務所の開所、それから対話の場の立ち上げ、こういったものを昨年度は続けてきたところでございます。

その結果として、4月8日に現地の交流センターが開所をされたということでございますし、また17日、先週には対話活動ということで、ちょっと名前は変わりますが、対話を行う場ということで、住民が対話を行いながら本件について検討いただき、理解を深めていただく場というものが立ち上がったところでございます。

最後、今までのところがわれわれ日本での取り組み状況なわけですが、参考として諸外国の状況を付けさせていただいております。真ん中の旗の絵をご覧くださいと思えますけれども、カナダが新たに処分地選定済みのところに加わり、さらにはスイスもそこに移行しようとしているという段階にあるということでございます。

もちろん、諸外国と日本で微妙に処分地選定プロセスの進め方は違っておまして、下に四角囲いで注として書いてはございますけれども、この中でフィンランド、スウェーデン、スイス、カナダといったところは、日本でいうところの精密調査前に処分地を決定する、す

なわち、概要調査に当たるものをやった段階で処分地を決定して、決定後に精密調査をやっていくということでもありますので、そういう意味ではかなり前を走っているということではないですが、さはさりながら、やはり処分地が決定してきているということでありまして、日本としてもしっかりと処分地の選定プロセスというのを進めていかなければいけないと、そういう思いを新たにしているところでございます。私のほうからは以上になります。

○高橋委員長

ありがとうございました。それでは、ただ今の資源エネルギー庁からの説明を踏まえまして、ご質問、ご発言を希望される場合につきましては、まず会場の方はネームプレートを立てていただきたいと思います。リモートの参加の方は手を挙げる機能にて発言表明をしていただくよう、お願いいたします。ご発言はお1人当たり3分を目安として、順次こちらからご指名させていただきます。よろしくお願いします。

いかがでしょうか。それでは、鬼沢委員、お願いします。

○鬼沢委員

ありがとうございます。5ページ目にあります地層処分技術の部分で、350mの調査を終えて、その後、今度500mの調査ということなのですが、これは350mより安全かもしれないという下で、もっと深いところの調査をするということなののでしょうか。

それから、次のページの全国行脚の部分は本当に重要なことで、よくここまでされたなと思います。

それで、意見に関して色々本当に皆さん率直にこういう意見述べられているのですが、北海道の鈴木知事がおっしゃったように、やはり全国規模でもっと日本国民全体の問題として対話をしてほしいという要望があったとおり、まさしくここは入り口の部分で、知ることからこういう問題があるということを地域の方が考えるきっかけになる1つで、地域でもっと対話が行われる必要があることだと思います。これは今後も積極的に進めていただくことを望みます。文献調査をした地域の方だけで決められることではないので、そういう意味ではとても重要なことだと思いますので、非常に時間が限られた中ではありますが、ぜひなるべく全国の自治体を行脚できるようなことにしていただけたらと思っております。

それから、NUMOさんに関係するところは、後ほどの質問でよろしいですね。

○高橋委員長

それでは、寿楽委員、お願いいたします。

○寿楽委員

ありがとうございます。ご報告いただいた内容ですけれども、再びこの選定プロセスを見直すべき局面にあるのではないかなというふうに感じました。先ほど、課長からのご報告でも多くの自治体を回られて、それ自体大変ご苦労さまでしたということなのですから、お話の中で一番多かったのは、自分の地域では理解はできても直ちには難しいと、こういうお話だったというご報告でした。

既に 2014 年にこの前身の放射性廃棄物ワーキンググループで中間取りまとめをした際に、この問題はなぜ自分の自治体ではないのかと、いわゆる「なぜここか」ということの説明に困難があるのだということをはっきり指摘しておりまして、これについて、当時は科学的有望地の提示という形でお答えするということになりました。

しかしながら、実際には特性マップという形で示したわけですが、それでもこれだけ理解活動を行ってそういうご指摘が出ているのであるとするならば、やはり何らかの国において新しいやり方を考える必要があるものと思います。

ただし、当時この科学的有望地というのはピンポイントで示すことは、科学的技術的見地からでは困難であると、当時、地層処分技術ワーキングからご報告がありまして、廃棄物ワーキングでもそれを了とした経緯がありますから、単純に全く同じ発想ではできないのでしょうから、国においては早期に新たな方向性を何らかお考えいただいて、この場にご提案いただくべきものと考えます。

この 10 年余の間に他国では一定進展があるというのも先ほどご報告のとおりですし、これも課長からご言及ありましたが、明日には青森県六ヶ所村の施設でのガラス固化体の貯蔵が初めての搬入から 30 年を迎えて、30 年～50 年の後に最終処分場へ搬出するという約束を考えても、責任ある対処の姿勢を明確に示すということが政府には求められているものと考えます。従って、わが国においても本格的な見直しを行うべきだと考えます。

ただ、先般北海道知事から出された文献調査結果に対しての意見書というものもありましたように、既に調査を受け入れてくださっている自治体がある以上は、選定プロセスに今後何らか見直しを行う場合でも、既に受け入れておられるところに対して十分敬意ある対応がなされるべきことには十分留意する必要があると思います。

また、この後、文献調査結果が出た地域においては、概要調査に進まれるのかどうかのご判断をお願いする局面になっておりますので、やはり概要調査以降の全体的な計画について、これも北海道知事の意見書でももっと明確にしてほしいという趣旨が書かれておりますけれども、先ほどこれも課長からあったように、この北海道での法定プロセスの進展を全国での認知や理解につなげたいのだという政府の意図からしても、やはりこの概要調査以降どのような形で複数の調査受け入れ地域の中から、最終的に処分地の選定に至るのかというところの具体的な設計、見通し、こういうことについてお示しいただく必要があると思います。

それから、先ほどお話のあった対話型説明会での北方領土に関する国並びにNUMOからの発言について陳謝のお話がありましたけれども、もとよりこれが当局側の回答として

必ずしも適切でなかったというのはそのとおりだと私も理解しますが、他方で多くの一般市民の皆さんにご参加をお願いして対話型の説明会をすれば、多様なご意見が提起されることは当然想定されることであって、その場合にご自身がお話しになった意見が国政のレベルで大臣、官房長官、総理大臣からお話があり、ましてやそれが否定的な内容であるということは、今後市民参加者の皆さんについては非常に委縮する効果を持つ、あるいは人権や尊厳が十分守られないという結果になることを懸念します。

従って、この政府のきちんと説明責任を果たすということと、一般市民参加者の皆さんに自由にご議論いただくということの両立について、より周到で具体的な場の設計や運営についても何らかお示しいただく必要があるものと考えます。以上です。

○高橋委員長

ありがとうございました。それでは、三井田委員、お願いいたします。

○三井田委員

三井田です。お疲れさまです。私も今の説明の中で寿楽先生も少し言及されていましたが、6ページの全国行脚をしている中での自治体さんのリアクションの中で、特に左下下段にあった2点ですね。報道を見て、両首長ともお金目当てとの誤解がされ、国の制度への不信感につながっていないかというご意見と、その下の首長にとって政治生命に関わること、自治体から手を挙げる仕組みではなくて国が主導的に働きかけること、この意見かなり重いんじゃないかと私は思っていて、寿楽先生おっしゃっていただいたとおり選定プロセスの方の変更、修正等もお考えいただくことも、今後考えていただくべきことなのかという部分と、これから概要調査に行かれる3地点と、どなたか行かれるかどうかも含めてですけれども、既存のところとのバランスもよく考えながら進めていくべきじゃないかと思いました。

それから、8ページにある若年層向けの理解活動なのですが、ミライブの活動等も含めて、若年層を含む学生さんに活動をしていくのは非常に良いことだと思うのですが、学生さんがその後、卒業して社会人になった後とかにもケアできる仕組みとか、そういったものが考えていただきたいですし、もしそういったものも既にやってらっしゃるようでしたら教えていただきたいなと思いました。以上です。

○高橋委員長

ありがとうございました。それでは、織委員、よろしくお願いします。

○織委員

ありがとうございます。本日対面で参加する予定が、急遽オンラインでの参加となってしまいまして申し訳ございません。先ほどの寿楽委員のご意見とかぶるところでもあるん



ですけれども、北方領土に関する報道について一部切り取られてしまって誤解が生じてしまったのはとても残念だと思います。

ただ、寿楽委員もおっしゃっていたように、広く国民と対話をしていると、こういうことはしばしば起こり得ることだと思うんですね。こういった誤解が出てくるような、あるいはこの事業自体が良い印象を持たないような報道がなされないようにするため、対話の場でファシリテーションの方に質問をうまくさばいていただいて、その回答をある程度整理するといったような司会進行の仕方ですとか、対話のやり方というものをもう少し検討していく必要があるのかなと思います。

一方で、この自由な討論というのは私、決して後退してはならないと思いますので、ある意味リスクはあるけれども、いろんな方が参加しやすくて、いろんな意見を自由に出しながら、その中で集約していくというプロセスを、今回こういうことがあったからもう少し厳しくやっていこうですとか縮小していこうという方向ではなくて、ぜひスタイルとしてはこういう形だけでも、その中で誤解が生じないような形のファシリテーションとか運用とか、そういった面の工夫で乗り切るといようなことをしていただければなと思います。以上です。

#### ○高橋委員長

ありがとうございました。八木委員、お願いいたします。

#### ○八木委員

今までのご発言とも重複する部分もたくさんあるのですが、やはり、まず6ページの全国行脚のコメントのところで、先ほど横手さんが必要性についてはもう大体周知されていてとお話をされていましたが、必要性が周知されているということは今になってわかったことではなくて、前々からそこは分かっていたことだと思います。実際に自分たちが手を上げるかどうかと問われるとそこにまだ難があったというか、ハードルがあったというのはこれで分かったことではないと思うのですね。

そうすると、今も三井田委員か寿楽委員からもご指摘がありましたけれども、今後どうしていくのか。今後に新しい意見が出るというよりは、この傾向が強まる意見が溜まっていくということは何となく想定できると思うので、それも踏まえて今後どういうことを考えなり意向なのかというのをお聞かせいただきたいというのが1点です。

もう一つは、ちょっと角度を変えるのですが、先ほど織委員とかからもご指摘があった、軽率な発言と課長が表現されたものですが、これ自体はいろいろな形で皆さんがおっしゃったことと重複するので発言としては割愛するのですが、このことについての審議会としての取り扱いなんですけれども。ここで何かを議論していただきたいという意味ではないのですが、これ事案があってから今日までに3カ月強あったわけですから、それについてやっぱり審議会委員は報道を見聞きして情報を得るだけという状況が続いて

いたことについては、以降は何かもう少し検討いただきたいというか。

審議会をそのために開くということを要望しているという意味ではないですが、それぞれの委員がばらばらと報道だけで受けるという状況は避けるべきだと思うので、経済産業省の方には何らかの形で委員に対するインプットなりを設けていただくことをご検討いただければと思います。以上です。

○高橋委員長

どうもありがとうございました。それでは、高野委員、お願いします。

○高野委員 資料に示されている全ての取り組みが、経産省の政策ですとかNUMOの事業方針への理解醸成という発想で進められていると思います。これでは活動の広がりに限界があると思います。国民への説得だけではなく、政策変更の可能性を含んだ国民との真の対話活動を実施すべきだと思います。

寿楽委員がご指摘されたように、選定プロセス見直しの時期に入っているというご指摘がありました。また、北海道知事や寿都町長は、現行の自治体手挙げ方式を見直してくれというご指摘もされました。

また、地層処分の安全性や最終処分法の目的についてもさまざまな意見があると認識しておりますし、地層調査プロセスにおける事業推進と規制の在り方ですとか、世代間倫理、そのようなさまざまな論点があると思います。このような問題に対するさまざまな専門家の意見を聞けるような取り組みを全国的に展開することで、より社会的な議論が活発化すると考えております。

そのためには、経産省やNUMOとは立場の異なる考えを持った、例えば市民団体と対話プログラムを共に設計するなど、そういう新しい試みをすることで理解醸成を超えた国民との対等な対話活動が実現されるのではないかと考えております。この提案に対するご意見お伺いしたいと思います。

また、2024年度の6つの主な取り組みが紹介されました。その中で気になったのは、新たな予算措置をした地域将来ビジョン調査・広報事業というのが抜けているのがちょっと不自然だと感じました。2023年の長崎県対馬市による文献調査受け入れ拒否からの教訓を生かした事業という性格と私は認識しております。

従って、その教訓がしっかり生かされた事業となっているのか、十分検証されなければならないと思います。資料には具体的な内容が提示されていないので、そのような状況では私たち委員はまともな審議ができないということになります。なぜこの事業が抜けているのか明確な説明を求めたいと思います。以上です。

○高橋委員長

ありがとうございました。それでは、徳永委員、お願いします。

○徳永委員

ありがとうございます。今まで議論があったところで、確認というか知りたいのは、6ページ目のところで全国行脚をしますと、いろんなところでいろんなご意見を伺っていると、やっぱり同様の意見が返ってきます、という整理になっているという理解をするんですが、事実として進んでいるのは文献調査が始まり、文献調査を受け入れるということをしなかった自治体がありというような事象があったわけですね。

そういうことの結果として、首長の方々がどういう受け取りのされ方をしているのか、もしくはそれに変化があったのか、それとも変化がなかったのか、もしくはある方向への強化がなされたのかとか、そういうことの整理をされておくことは今後、今日、委員の先生方が仕組みの変更を考える時期に来ているかもしれないというような議論もございましたが、社会がどうこの事業を受け取ろうとしているのかということの時系列的な発展を知っておくことは大事かなという気がしました。

そういう意味での整理を1回していただいてご披露いただくと、われわれが考えられることの幅が増えることになるかなと思いました、というのが1点です。

それから、2点目。技術の方ですけれども、5ページ目のところで、令和元年度までに当初の目的をほぼ達成と書いているんですが、これは気を付けておかないといけないと思っていて、当初の目的を達成することが全ての目的を達成することには当たらないということだと思うんです。

地層処分技術というのは、地下のことを見ていくので分からない、もしくはわれわれが知らなかったことが新たに出てくることもあり、そういう意味で調査研究した結果、ある時期の目的を達成したことの中から、やらないといけないことというのは残っていないのかとか、そういう意味でのフィードバックを丁寧にするということはとても大事だと思っていて、そういう意味でこれを達成したから次に進みますというような、一直線に進んでいくことでもないということをぜひ意識していただければいいかなと思います。

一方で、工学技術として丁寧に技術を積み上げていって、できるものというものの実現可能性を高めていくという部分も必要ですので、そのバランスを良い形で考えていただくということ。それから、それをどう伝えているかということに適宜ご報告いただけると、われわれとしてはありがたいと思います。以上です。よろしくお願いいたします。

○高橋委員長

どうもありがとうございました。それでは、大体ご発言賜ったみたいですので、経済産業省のほうからご説明を頂戴したいと思います。

○横手課長

はい。先生方、ありがとうございました。 まず、最後にあった技術のところ、鬼沢委

員のほうからのご指摘ありましたけれども、まず令和6年度までに実施したものが、実施すべきものが終わったからといってそれでいいんだということではないというのは、そのとおりでございます。

もちろん 350m帯の研究も別に全てが終わったわけじゃなくて、引き続きやらなければいけないものはあるんですけれども、少なくとも令和6年度までにここまでは実現しなきゃいけないよねと思っていたところについては、一通りできたということではありますが、これから 500m帯、そこは地質の層がまた違うものですから、350m帯と 500m帯、地層の性質が異なるということになります、そこでも同じようにおよそ 350mで開発した技術が使えるのかというところを検証する。まさにそれが 350mでできたからそれで終わりということではなくて、それを実際、他の地質環境の地層に適用した時に、それがちゃんと適用できるのかというのを確認していくということも、徳永委員がおっしゃった点に近いものだと思っていまして、それでいいということではなくて、信頼性を不断に向上させていくということだと思っておりますし、その過程でももちろん関係機関が集まって技術課題を議論するような調整会議であるとか、そういったところでフィードバックをかけながらその研究テーマ、研究課題というのは随時見直しをしているところでもあります。幌延についても、確認会議という、また別の技術の進捗を確認するような場が北海道庁、JAEAのところにもありますので、そういったところでフィードバックを頂きながら不断に取り組みを進めてくというところだと思っております。

それから、行脚の関係と選定プロセスの関係のご意見を鬼沢委員、寿楽委員、三井田委員、高野委員、それから徳永委員から頂戴をしております。まず、全国行脚というところで申し上げますと、確か、地層処分の必要性は前から皆さん理解できているんじゃないかと、八木委員からのご指摘ありまして、われわれもそうあってほしいと思っています。けれども、例えばNUMOがやっているようなアンケート調査、1万人アンケートとかを見ても、それが 100%になっているかという、そういうことなく、3割、4割であるか、4割、5割であるとか、そういったところだったりもしますので、まだまだ必要性の理解というところを広げていかなきゃいけない部分はあろうかと思っています。

そうした中で、実際に自治体の首長さんを個別に回らせていただいて、その皆さまが必要性は分かるよということを言っている、それ自体はありがたいことだと思っています。

そういったいろんなコメントが、例えば対馬であるとか玄海であるとか、そうした事象を受けてどういうふうに変遷しているのかというところ、なかなか分析はできていないところはありますけれども、ここのコメントにもあるように、報道状況なども見られた上で、ああいうのを見ているとなかなか手を挙げにくいよね、みたいなご意見が出てきたのは事実だと思っています。

どこまでそういった分析ができるのかというところはありますけれども、引き続き、まずはしっかりとご理解をいただくということ、それから関心を持っていただくということ、

それが第一の目的であって、その中で頂いたコメントを基に分析をできるものはやって、今後の政策に生かしていくということかなと思っていますし、八木委員からもご指摘ありましたけれども、じゃあ、今後も何を目的にやってくるのかという点については、今申し上げたようなところかなと。やはりまずは知ってもらおうというところについて、地道ではありますけれどもやっていくしかないのかなと思っています。

それで、選定プロセスの方はご紹介あったように北海道庁からの意見募集での意見であるとか、寿都町長のご意見、さらには全国行脚でもそういったご意見を頂戴しているということは事実であります。一方で、なかなか地元のご理解がないと、どんなプロセスでやっても進んでいきにくいものであるというところも、また事実だと思っております。

そうしたために、まずは10年前ぐらいのタイミングで、そうは言ってもマップそのものは2017年ですから、そういう意味では8年前ということだと思います。さらには、こういう全国行脚のような取り組みというものはこの1年半というところで、なぜここかの説明とともにご理解を得ていくという取り組みは始まったばかりというところなんです。こういった様々なご意見があるということをご承知しておりますし、しっかりと参考にさせていただきながら、こういった形がいいのかというのは、これは不断に検討をさせていただきたいと思っております。

それから、三井田委員のほうから若年層の話がございました。社会人になってからケアできる体制ということでございます。そこを組織化してみたいな形にはなっていませんけれども、われわれも、少なくとも例えば、大学生の活動であるミライブの取り組みなんかは相互に連携をしながらやっていたりしているところで、そういう意味ではネットワーク化というところは、やれるところはやっているわけですが、それを社会人になってからというところのフォローまでは十分にできていないところは事実ですので、そういったところ、ぜひ参加している学生の皆さまとも意見交換をしながら、こういった形ができるのかというのはしっかり考えていきたいなと思っています。

ただ、1つ面白い情報としては、例えばこの高校生の研修に参加してくださった学生さんたち、大学生になっている子もいるわけですが、新たに自分たちでこの問題を検討するための何かサークルとか、そういったものを立ち上げられたというふうな話も聞いたりもしています。

こういった取り組みにつながっていくこと自体が非常にいいことだと思いますし、そうしたさまざまな取り組みをうまく有機的につないでいけるように何ができるのかというのは考えていきたいかなと思っています。

それから、対話型説明会での発言の件につきまして、寿楽委員、織委員、それから八木委員のほうからご指摘ございました。まず、確かに事案が起こった直後に十分に委員の皆さまに状況のご説明ができていなかったこと、これは本当に申し訳ありません。

北海道の法定プロセスも続いていた時期ということもございまして、なかなかそうしたところまで頭が回らなかったところでもありますけれども、今後しっかりとそういったとこ

ろはご説明できるようにしてまいりたいと思っています。

その上で、ご指摘ありましたように、やはりその場で発言、参加された方々が心理的安全性を確保された形で、自由闊達に対話ができる状況を確保していくということ、それは本当に極めて重要だと思っています。こういったところは、われわれもNUMOともども、しっかりどういう運営の仕方があるのかというところですね。

残念ながら対話の場とかであれば、寿都、神恵内とか、玄海でやっている対話の場についてはしっかりとファシリテーターの方に参加していただいてやっているわけですが、この対話型全国説明会についてはテーブルごとに、部屋も幾つかに分かれていたりするものですから、テーブルごとにNUMOなり国の参加者がうまく回していくみたいな、要するにファシリテーターとしての方は入っていなかったりするものですから、なかなかそういう上手なというか、心理的安全性を確保しながらうまく意見を引き出していくというところ、そこが十分にできていないところもあるのかもしれませんが、一方で私自身はさまざま建設的なご意見をたくさん頂戴したなというところはあるところでありまして、運営方法の改善はしっかりしていきながら、われわれとしても丁寧な誤解を受けない説明というものを心掛けていくというところかなと思っています。

それから、高野委員から、6ページ目のところに地域の将来像について検討いただく調査事業も実施しましたというふうに書かせていただいております。

これは実際受け入れていただいた方々との関係でも、なかなか地域であるとかその取り組みというものの、これは申し上げにくいところもありまして、やっていますというところをお伝えしているところではありますが、予算事業でもありますので、しかるべく状況の報告というのはさせていただくことになりますけれども、やらせていただいて、そういう地域振興について議論をしていくということそのものは非常に意味があるんですけれども、これを文献調査の受け入れや、そういったものと関連付けてやっているわけでもないところでございますので、そうした事業の成果をどう生かしていくのかというところはもう少し続けさせていただきながら、その効果は改めて検証していきたいなと思っています。

高野委員のほうからもう一つ、さまざまな意見が聞ける機会、市民団体との対話プログラム、こういったご指摘を頂戴いたしました。まさに重要なポイントであると思っています。NUMOさんのほうからも説明あるかもしれませんが、例えば寿都町で双方向のシンポジウムみたいな形ですね、要するに、慎重なご意見をお持ちの専門家の方を呼んだシンポジウムをやったりとか、そういったこともやってきているところでもありますし、ご紹介あるかどうか分かりませんが、高野委員ご自身からのご提案もあって、市民団体の方々との対話の機会というのも、2月だったと思いますけれども、NUMOとの間に持たせていただいたと理解しています。

ですので、われわれとしてそれはしっかりとやっていくべきだとは思っていますので、そこは引き続きご議論させていただければと思っています。

○高橋委員長

必要に応じてNUMOから何かございますか。

○苗村専務理事

専務理事の苗村でございます。横手課長のほうから答弁したとおりであります。対話型の全国説明会は共催ということでやらせていただいております。今回、理事の発言に配慮に欠ける部分があったということは申し訳ないと思っております。他方で、ご指摘いただきましたように、参加者の方の心理的安全性をしっかりと確保するということはとても大切だと思います。

それから、私どもの職員に対しても、今回のことで過度に防衛的になって、ある意味、意見を受け止めないで非常に防衛的な対応を、答え方をするというだけでは対話は進みませんので、そうしたことについても引き続き改善するところは改善しながらやっていこうということで今進めておりますので、本日のご意見も踏まえまして、また国と共に検討していきたいと思っております。

○高橋委員長

ありがとうございました。それでは、国におかれましては委員の皆さまから頂いたご意見を踏まえまして、今年度も着実に取り組みを進めていただくようお願いしたいと思います。

次に、NUMOより議題2、3につきまして、ご説明を頂戴したいと思います。よろしくをお願いします。

○苗村専務理事

専務理事の苗村でございます。まず、文献調査報告書および地層処分事業に関する北海道内および全国的な理解活動についてご説明いたします。

資料4をご覧ください、2ページでございます。文献調査報告書の地域への説明ということで、法定プロセスについて概要などご説明をいたします。

昨年11月22日に知事、町村長に報告書を送付させていただき、送付と書いてございますけれども、実際には私ども理事長が現地に赴いて手交をさせていただいております。その上で公告・縦覧、説明会の実施、意見の受け付けというものを、ここに書いておりますようなスケジュールで進めていたものでございます。

他方で、右側のほうに枠の中に書いてございますけれども、私ども25回の法定およびご要請のあった地点、地域、市町村での説明会で2,114枚の大変多くの質問、ご意見を頂きました。

この回答に時間を要してしまったということで、この回答を踏まえてご意見を頂くという期間を十分に設ける必要があるということで、縦覧期間と意見募集期間をここに書いて

ございますように、縦覧期間については3月5日～4月4日まで、そして意見の受け付けについては4月18日まで延長をしております。

今後のプロセスでございますけれども、図の左側のほうの真ん中辺りに戻っていただきまして、私どもNUMOのほうで寄せられた意見の概要およびそれらに対する見解を作成するということになります。

これを知事・町村長に送付をさせていただきまして、私どもはこの法定のプロセスの中で頂いた意見に配意をして、概要調査地区の候補について選定をするということを行ってまいります。その上で経産大臣に実施計画の承認申請をいたしますと、経産大臣から知事・町村長に意見聴取を行って、次に進むかの判断のために意見を十分に尊重しながらしていただくという流れになってまいります。

続きまして、3ページをご覧ください。こちらは2023年12月に北海道から要請を頂いた内容について記載をしております。

下に3点ございまして、まず1ぼつ、文献調査報告書説明会については寿都町、神恵内村の他、道の総合振興局または振興局ごとに開催をすること。

それから2ぼつ、道内市町村から開催希望があった場合には、当該市町村において説明会を開催すること。

3ぼつ、この問題は国民的議論が必要な問題であることから、道内だけではなくて全国で説明会を開催することという要請をいただいております。私どもこれを踏まえて手続きを進めてまいったところでございます。

4ページをご覧ください。こちらにつきましては、私どもの実施した内容につきまして整理をしております。先ほど申し上げましたように、文献調査報告書につきましてはNUMO理事長が地元へ赴きまして報告書を提出しております。また、その地元広報誌、それから北海道新聞、5大紙を含む日刊紙に意見募集期間、法定説明会の情報の公告、そして法定プロセスの開始、こうしたものを行っております。

法定説明会につきましては、ここに書いてございます寿都町、神恵内村、それから道内全ての振興局所在市町村で計20回を開催しております。ウェブ配信についても札幌会場の2回目分について実施をしたところでございます。寿都町、神恵内村、札幌開催分の録画についてはNUMOのウェブページ上にも公開をしております。

それから、道内179の自治体につきましては説明会の開催希望を確認いたしまして、希望いただいた、ここに記載をしております5つの自治体について説明会を開催したところでございます。

5ページをご覧ください。文献調査を分かりやすくお伝えする工夫ということで、まず寿都町、神恵内村につきましては説明会の開催チラシ、こうしたものをポスティングや全戸訪問で配布をしております。それから、道内その他の会場につきましては、自治体のホームページやチラシの新聞折り込みで周知を行いました。

資料につきましても、少し載せてありますけれども、図を多用してできるだけ分かりや



すくお伝えするというところを行わせていただいたところでございます。厳密さを失わない範囲で、できるだけ分かりやすい言葉や図を用いるという工夫を、これまで以上にしたいところでございます。

6 ページ目をご覧ください。全ての説明会場で寿都町、神恵内村の文献調査結果についてご説明をした上で、文献調査段階の評価の考え方に沿いまして、避けるべき基準に該当する場所、十分な文献がなく評価が定まらなかった場所、こうしたものを重点的にご説明いたしております。

そして、この説明会では北海道の条例ですとか、北海道知事、寿都町長、神恵内村長のご意見、それから両自治体の対話の場で頂いた住民の皆さまのさまざまなご意見についてもご説明をさせていただいているところでございます。

7 ページ目でございます。説明会の開催実績ということで表にまとめてありますけれども、全 25 回開催をいたしまして、延べ 1,517 名の方にご参加をいただき、2,114 枚の質問票を頂いているところでございます。

8 ページでございますけれども、全 25 回の説明会に加えまして、寿都町、神恵内村のご要望に応じて様々な取り組みを実施しております。ここに書いてございますように、寿都町では寿都町主催の勉強会でのご説明ですとか、地層処分に慎重なご意見をお持ちの有識者の方をお招きし、議論を行った寿都町主催のシンポジウムを後援させていただいております。神恵内村では、村議会でご説明させていただくとともに、全戸訪問により法定説明会の開催結果の周知をしております。

続きまして、9 ページをご覧くださいいただければと思います。最初にも申し上げましたが、非常に多くのご質問を頂戴いたしました。反省点でございますけれども、全てのご質問への回答作成・公表に時間を要したところでございます。こうした状況にも鑑みまして、説明会の参加者から頂いた全てのご質問に回答を作成して公表した上で、その内容を踏まえてご意見を頂くことが必要であろうということで、そのための期間を十分に設けて丁寧にお答えするという観点から、縦覧期間および意見書の提出期間を法律に基づきまして 1 カ月程度延長したところでございます。

その上で、私ども NUMO 内部での自己検証ですとか、有識者により構成される対話活動評価委員会からの評価・意見を踏まえまして、3 月 14 日までに希望自治体での説明会を含む全ての説明会で頂いた全質問に対する国および NUMO の回答を公開させていただきました。

10 ページでございますけれども、私ども法定の説明会、それから地元のご要望に基づいて開催した説明会ではできるだけ多くの質問を頂いて、頂いた質問に正確に回答するという観点から、質問票の形式で質問を頂いております。

それ自体は合理的な取り組みであったということで、現に 2,000 件を超えるご質問を頂きまして、それについて個々にお答えをするということが、時間がかかりましたけれどもできたということで、そうしたこと自体は合理性を有すると思っておりますけれども、N

UMO内部での自己検証や、また対話活動評価委員会からの評価・ご意見を踏まえまして、まず過去 25 回の説明会で多数ご意見、ご質問を頂いたものの中から主な質問についてNUMOの見解を説明した上で、口頭質疑を希望する声も会場で頂いておりましたので、こうした声にお応えをするという目的から、文献調査報告書の概要説明と質疑の場を 3 月 16 日に開催をいたしました。会場には 113 名の方にご来場いただきまして、34 名の方から口頭によるご質問、ご意見を頂きました。

11 ページは、法定プロセス中の北海道内でのマスメディア広報や対面での取り組みについて、簡単でございますけれどもまとめております。左側でございますように、新聞広告を 5 回シリーズ、北海道新聞で行いました。また、テレビCMにつきましても、考査を通ったテレビ局で流させていただきました。

そして、新しい取り組みとしては、電車内での中吊り広告とかデジタルサイネージ、こうした取り組みを行うとともに、対面での取り組みということで、札幌市内で行われたイベントなどでのブース出展や、神恵内村での勉強会にも取り組んでまいりました。こうした取り組みにつきましては、機構のウェブページでもまとめてご覧いただけるように整理をしているところでございます。今後につきましても、右に書いてございますような各種取り組みを進めていくということにしているところでございます。

続きまして、全国的な対話・広報活動についてご説明をさせていただきます。13 ページをご覧くださいければと思います。法定プロセス中の全国理解活動の全体像ということでございます。これはもう改めて申し上げる必要もなく、これは特定地域の課題ではなく全国で考える問題であります。こうした考え方に基つきまして、従来の全国理解活動を量・質ともに強化・拡充をさせていただいております。

対話型の全国説明会、それから各種イベント、新聞広告などの各種マスメディア広報の中で文献調査の結果、それから北海道知事のご意見など、こうしたものも含めて積極的に発信をしているところでございます。

対話型全国説明会について、後でご説明しますが、昨年度につきましては東京、名古屋、大阪などの大都市圏でやるということをやりました。これは消費地も含めて、全国で考えていただくという趣旨を踏まえての考えでございます。

それから、イベント開催につきましても首都圏でのシンポジウム、それから学生向けのフォーラム、それからエコプロ 2024 への出展ということで、こちらは延べ 4,000 人参加と書いています。これはNUMOのブースを訪れていただいた数ということで、社会科見学でかなり訪れられるイベントでございますので、若い方も多くご参加をいただいたところでございます。

学習・教育支援事業についても、個々の取り組みだけではなくて、全国で交流をするということが重要ですので、交流会の開催、それから、教育関係者につきましても全国研修会など参加をいたしまして、かなり多くの方に、ここに書いてございますように、参加をいただいて、熱心なご議論などをしていただいたところでございます。

メディア広報につきましても、全国でもさまざまな形で新聞広告、ラジオCM、トレインチャンネル、デジタルサイネージなどを行っておりますし、国の取り組みとして政府広報、それから『月刊経団連』への寄稿、こうしたようなものにつきましても取り組んでいただいたところでございます。14 ページでございます。参考といたしておりますけれども、電力会社・電事連による全国的な理解活動も進めていただいておりますので、ここに書いてございますような様々なエネルギーに関するセミナーでのチラシ配布とか、バックエンドに関するセミナーの開催など、様々な取り組みを行っていただいたところでございます。

ここからは、少し個別のものについてご説明させていただきますけれども、15 ページ、対話型全国説明会ということで、今回は大都市中心に開催をいたしました。今回、若年層の参加割合が3%から、まだまだ多いとは言えませんが9%に増加をするというようなこと、女性の参加についても少し増えまして、5%分増えて22%に増加をしたということになりました。

アンケート結果でございますけれども、説明会の前後で地層処分を進めることに賛成という声が20ポイント増加するとともに、約7割の方が北海道の状況全般が理解できた。それで、約8割の方に全国で取り組むべき課題という意識を持っていただけたと評価をしているところでございます。

それから、16 ページでございますけれども、首都圏であなたと一緒に地層処分を考えるとというテーマでシンポジウムを開催させていただきまして、元放射性廃棄物ワーキンググループ委員長の増田寛也氏から基調講演をいただくとともに、モデレーターに遠藤さん、それから、パネリストに寿都町長や辻愛沙子さんをお招きしまして、パネルディスカッションを実施いたしました。

今回はシンポジウムについて、ビジネスパーソンの参加というのを念頭に置いてやらせていただきまして、こうしたものが先送りできない、しっかり取り組むべき問題だということを発信させていただいております。採録記事についても実施しております。

それから、17 ページ、新聞広告につきましても、5回シリーズで北海道を含む日本の現状、文献調査の結果報告、諸外国の状況、フィンランドの自治体町長と私どもの理事長の特別対談、理事長メッセージを5回シリーズで繰り返し、この問題について広告を出稿しております。こうしたシリーズものにすることで、より深く知っていただくきっかけになるのではないかと考えております。

認知度につきましては、個々の説明はありますが、やはりこれまで出稿してきたところについて地層処分の認知度は高いというようなこと、それから、地層処分の読前と読後での数字を見ますと、これは上昇しているということで、効果があつたのではないかと確認をしているところでございます。

それから、18 ページ目ですけれども、今後の方向性ということでございます。これも改めて申し上げるまでもなく、最終処分事業というのは長期にわたる事業でございます。国民的な理解を得なければ決して進んでいかないと理解をしておりますので、こうした全国

的な対話・理解活動は中長期的に取り組んでいくことが重要だということでございます。

自己検証ですとか、私どもの対話活動については、評価委員会というのも設けておりまして、こうしたもので頂いた評価・意見だけではなくて、さまざまなご意見、本日も含めてしっかり効果検証を行って不断の改善に取り組んでまいります。

そして、対話型の説明会として、先ほどもお話ありましたけれども、集客面での工夫と書いておりますが、それ以外にも、ここに書いてございませんけれども、引き続き安心して参加できて、しっかりと意見交換できるというようなことに心を配りながらしっかりとやっていきたいと思っております。

ここに書いていますように、無関心層をさらにどう取り込んでいくかということですが、自国内での地層処分は国際的共通課題であるということ、こうしたことはまだまだ伝わっていないのと、あと、やはり技術的信頼性については、よりしっかりと私どももご説明をして、情報発信をしていくということが必要だと思っておりますが、こうしたものについてはさらに取り組んでいきたいと思っております。以上でございます。

#### ○高橋委員長

続けてお願いします。

#### ○苗村専務理事

資料5をご覧ください。玄海町における文献調査の状況について、ご説明をさせていただきます。

1 ページ目ですけれども、受け入れの経緯について、先ほども横手課長からの資料もありましたけれども、私ども昨年の6月10日から文献調査を開始しております。そして、この4月には玄海町の交流センター、これを開所いたしますとともに、第1回の対話を行う場を開催しているところでございます。

こうした活動を行っていくということ以外に、(2)のところの3つ目に書いてございますけれども、町内の27区長を定期的にご訪問して、文献調査や対話を行う場について情報提供を実施してきております。

そして、地元団体等に対しての説明会、施設見学会、それから、5つ目のぼつにありますように、佐賀県唐津市、伊万里市などの周辺自治体・議会等に対して情報提供を行い、要請に応じて説明会などを開催しているところでございます。

文献調査につきましては、ここに書いてありますような文献データを収集いたしまして、情報整理を進めているところでございます。主な情報について把握をし、評価の具体的な方針を今、内部的に検討しているところでございます。

それから、2 ページ目、4月8日に対話活動の拠点となる玄海交流センターを開所いたしました。こちらにはNUMOの職員5名が常駐をいたします。地元根付いた顔の見えるコミュニケーションを、北海道と同様に継続的に実施をしてまいります。

今回はこの左側にありますように、玄海交流センターは元々ファミリーレストランがあったところを改装して造っておりますけれども、広報スペースといったものも設けまして、地域の皆さまに気軽に来所していただくような交流の場として活用をしていきたいと思っております。

続きまして、3ページでございますけれども、こちらは玄海町の対話を行う場の設置・開催に向けた取り組みについてご説明をしております。ここにありますように、昨年6月以降、国の基本方針、それから対話の場の北海道における経験、教訓を留意しながら、玄海町の地域特性や地元の意向を十分尊重しながら準備を進めてまいりました。

2025年1月に町民の方4名で構成される実行委員会が立ち上がりまして、実行委員会の指示に基づきまして、NUMOは場の運営に係る事務の補助をさせていただいております。今後、NUMOは玄海町や実行委員会、ファシリテーターと連携しながら運営支援をしてまいります。最終処分の必要性、安全確保の考え方を機構から継続的に説明するということと、疑問や不安に丁寧にお答えをしてまいりたいと思っております。

それから、この対話を行う場に限らず、地域からのご要請に基づいてさまざまな対話の形を後押ししていきたいと思っております。

ここに書いてございます実行委員会、今申し上げたように4名の方にさまざまな方針の決定をしていただくということになっております。そうした実行委員会での考えを受けまして、参加メンバーや、こうしたものについて規定して準備を進めてきているところでございます。

4ページをご覧くださいますと、対話を行う場の設計における留意点について整理をさせていただいております。少し飛ばしまして、運営の中立性というところでは、町民の有志実行委員会による運営ということをして今回はそういうふうにしております。

テーマ・議題、会則・ルールなどについても、実行委員会で検討・決定をしていたということでございます。

参加者につきましては、地元のご希望とともありまして20名程度ということで、少なくとも当初は毎回入れ替えをして、できるだけ広くの方に参加をしていただき、一般の町民の公募も実施をしております。

それから、情報公開につきましては、後日ウェブページで公開をし、動画は議論部分を非公開とするということでもあります。

とは言いましても、後でもご説明しますが、町民周知のところと併せて読んでいただければと思いますが、こちらにありますようにケーブルテレビが玄海町は全戸に入っております、これで町の重要な情報を提供するというようになっておりますので、ケーブルテレビにおいて町民に対して周知を行い、その動画も含めてウェブでも将来見られるようにしていくということでございます。

議論部分は非公開となっておりますけれども、毎回、ファシリテーターの方がどういう議論があったのかというのをブリーフィングされておまして、今回もそういうようなこ

とになりました。その部分を含めて公開できるようにしていく予定でございます。

それから、情報提供のところでバランスの確保、これは重要な論点でございます。今後、慎重意見等の扱いも検討していくと書いてございますけれども、私どもで今、決定できないことでありますけれども、対話の場の教訓の中でも、留意事項集の中でも、これは多様な意見について確保するという、こういう重要な論点となっておりますので、今後、この実行委員会のほうで話が出てまいりましたら、しっかり対応していきたいと思っております。

それから、NUMOの関与といたしましては、実行委員会の事務局という形にさせていただきます。

最後にお時間長くなっておりますけれども、第1回の対話を行う場は4月17日に開催されました。町内の各種団体から14名、一般公募による町民4名の方、18名が参加をされております。玄海ケーブルテレビで町内に後日、放送されるということと、結果周知の資料が配布をされる予定となっております。

議事概要は、開会あいさつ、NUMOにおける文献調査の説明の後、グループ討議に入りまして、4テーブルに分かれまして意見交換を行ったということでございます。閉会後にはマスコミに対して進行役が今回の振り返りを行って、このグループ討議のところは非公開になっておりますけれども、どのようなものが議論にあったかというのについてもご紹介をされております。

次、参加者からの主な意見・質問については、ここに書かせていただいたとおり、一部記載をさせていただいたところでございます。

第2回につきましては、今回の参加者アンケートや町内の結果周知等の反応などを踏まえた振り返りを行って、準備を進めていくということになっております。第2回の実施時期・内容につきましては、今後、実行委員会で決定するということになっております。私からの説明は以上でございます。

#### ○高橋委員長

ありがとうございました。それでは、ただ今のNUMOからのご説明を踏まえまして、ご質問、ご意見、ご発言を希望される場合に、会場の方はネームプレートを立てていただきたいと思います。リモート参加の方は、手を挙げる機能にて発言表明をしていただくようお願いをいたします。

特に北海道での文献調査につきましては4年間の区切りでございますので、今回の法定の理解プロセスを含めまして、一連のプロセスについてご意見頂戴できますと幸いです。恐れ入りますが、ご発言はお1人当たり3分をめどとして、順次こちらからご指名させていただきますので、よろしくお願いします。それでは、長谷部委員、お願いします。

○長谷部委員

長谷部です。2点、3点ぐらいのコメントがあるのですが私自身、概要調査の内容につきまして非常にやっぱり分かりにくいなと思っていたところ、リーフレットを作って分かりやすい、文献調査ですね、リーフレットを作ってご紹介されたことはすごく良かったなと思うのですが、そして、それを今回も参考資料として付けていただきまして、本当にありがとうございます。

これちょっと気になったところが、確認できませんでしたというような表現で並べているところなんですけれども、それはよく読めば分かっていないから概要調査をしなくちゃいけないと書いてあるんですが、確認できませんでしたと書いてあると、それはもう問題ない場所なのかなと、タイトルだけ見ると誤解を生むような表現じゃないかなと思います。この後、玄海町の文献調査が終わったらこういうものを用意されると思うのですが、その時に少し考えていただければと思います。

もちろん使うべき表現というのが決まっているという観点から、あのような表現になっていると思うのですが、決してフラットに分かりやすいとはちょっと思えなくて、この文献調査の結果というのは、ここを選定地に誘導するためにしているんじゃないかと、フラットにサイエンティフィックに情報を提供しているということが、分かるような表現にしてもらえたほうがいいんじゃないかなというのが1つ目、意見を申し述べさせていただきます。

2つ目としましては、全国に対する展開でして、資料の4の15ページ目に多く大都市圏で行っているということで、それは本当に素晴らしいことだと思うのですが、やはり時間が6時から8時半、9時近くということ、結構時間が遅く、これだと若い人には参加しにくいんじゃないかなと思います。もう少し開催日、例えば今は平日になっていますけれども、週末にやるとか、開催のフォーマットについて、改善の余地等ないのかなということについてご意見を伺えたらと思います。同じく、3つ目になるかなと思うのですが、ここで最終処分の問題は日本全体で取り組むべき課題であるというようなご意見をたくさん頂いているところ、資料3でご説明いただいたような全国行脚のような取り組みに、こういう知見がどのように生かされているのか、生かす予定があるのかということについて、3つ目として質問させていただきます。以上です。

○高橋委員長

ありがとうございました。それでは、寿楽委員、お願いします。

○寿楽委員

ありがとうございます。まず資料4ですが、2ページ目で法定のプロセスについてご説明いただきました。右下最後のところに、知事・町村長の意見を十分に尊重し、経産大臣が概要調査に進むかどうかの判断という赤い枠になっていて、これは法令の定め

即した正確な説明だとは思いますが。

ですから、そういう意味では正しいのでしょうけれども、これの意味するところは、反対のご意見あった場合は法定プロセスから外れるということで従来ご説明してきているのであって、そこには政府やNUMOとしては変更はないということを、やっぱりこういう場所でも書いていただかないと、地域は極めて慎重かつ重大な判断を求められているのであって、資料の文言に何らか変動があると、違う運用になったんではないかというようなご心配が上がることもあるのではないかなと思いますので、そうしたあたりは少し留意いただけたらいいんじゃないかなと思います。

それから、この法定プロセスで地域の皆さんに色々ご説明をしてきたということについて、ご説明いただきましたが、もちろんこれも法令の定めるところでは、あくまでも文献調査の結果に対する説明、解説とでも言うんでしょうか、そういうことなんだとは思いますが、現実に出されているご意見は国の政策、NUMOの事業、さらには選定プロセスの在り方、こういうものについてご意見が多く出されているものと承知しています。

先ほど政府からもご説明あった、対話型説明会や全国行脚でも同様にそうしたご意見出ているはずですが、ですから、これらについてNUMOにおいても法定プロセス上の調査結果の説明というのとはまた別の形であっても構いませんから、真摯に応答されるべきものと考えます。

取り入れられ得るものについては取り入れていただいて、難しい場合にはなぜそれが難しく、どのような代わりの方法を考えているのかということの説明される必要があると思うんですね。積極的に説明責任を果たしていくという姿勢に転換することを期待します。

それから、この15ページと17ページで、こういった理解活動の前後で肯定回答が増加したというご報告ありましたが、これは一般的に社会心理学的に見られる現象で、一時的な心理的効果の疑いが強くありますので、これによって参加された、あるいは読まれた方々のご意見が本当に変化したと評価していいのかどうかは非常に慎重になるべきで、このあたりはそういう社会心理学等ご専門の先生方のご助言も頂くと良いのではないかと考えます。

それから、この16ページのところで、先般開催されたシンポジウムにおけるご登壇の皆さんのご意見が引用されておりますけれども、こちらにおいて先ほども議論になった国主導の選定プロセス、その評価等についてのご意見が多数引用されており、とりわけこの増田氏はこちらの肩書の紹介にもありますように、前回政策を抜本的に見直した当時の放射性廃棄物ワーキングの委員長でおられた方ですし、片岡町長におかれては全国で初めて文献調査を受け入れた2つの自治体のうちの片方の首長でおられるわけです。

これらの人物はともに、より国が前面に出た、あるいは関与した形で選定プロセスの見直しの必要性にも言及されている点という点は大変重く受け止めておりまして、NUMOがこれらを引用しているということは、こうした意見の存在について認識しているはずですので、現行のプロセスについてどのように認識しているのか、つまり、今のままで理解



活動等の強化で対応できるのか、何らかの変更を国に要望するような部分が存在するのか、この場でせつかくですのでご回答いただきたいと思います。

それから、もう一つの資料の5のほうでご説明あった玄海町での対話を行う場というものについて、今般初回が行われたというご報告は、それはそれで承りますけれども、やはり事前にどのような形で場を設定、構成したのかということについての情報があまりにも無さ過ぎて、これは非常に問題だと思っています。

現時点においてもNUMOのウェブページの情報のところには、会則ですとか、メンバー構成ですとか、どういった経緯や判断でこういう場の在り方になったのか等、何も情報がありません。初回会合の議事次第を見ても、はっきりは分かりません。今回のこの審議会の資料で、ある程度表にして4ページに載せていただいているような部分は、その情報としては承知しましたがけれども、これでは一般の方々には全く確かめようがないですから、社会がこの対話を行う場は適切な形で設けられて、円滑に話し合いが進んでいるのか確認しようがありません。

もちろん地元の皆さんの意向ですとか、参加者の方々のプライバシーですとか、先ほどもあったような人権、尊厳は擁護される必要がありますので、何らかその個人、固有名詞、個人名、そうしたものを全てガラス張りにしようということを求めるものでは全くありません。

しかしながら、社会の信任を得た形で対話を進めていく上では、説明責任や透明性との両立を図る必要があることは論をまたないわけであって、NUMOにおいて最も苦心して対応すべきことは、そのバランスを取ることでと言っても過言ではないと思いますね。これが本日の資料や現状公開されている資料では全く判断つきかねるので、次の機会において必ずそうした部分についてご報告いただくようお願いいたします。

また、4ページにあるように、寿都、神恵内での振り返りの結果を留意事項として先般、留意事項集にまとめられて、それを生かされたのは大変良いことだと思いますけれども、そのことについては寿都や神恵内の皆さんにも同様に、いわゆるフィードバックですね。このように皆さんのご意見や皆さんのご経験したことは生かされていますというご報告をしないと、前の場でも申しあげましたように、あたかも実験台のように法的に自分たちが使われて、その情報だけNUMOや別の地域の人たちが吸い上げていくと思われることになっては万に一つもいけないのであって、必ずこうした形で生かさせていただいていること、また、今後、寿都や神恵内での対話活動においても必ず生かしていくのだということを改めてご周知ください。以上、どうぞよろしくお願いいたします。

○高橋委員長

どうもありがとうございました。それでは、吉田委員、お願いいたします。

○吉田委員

ありがとうございます。私からは文献調査の理解のされ方がどうであったのかなというのをちょっと懸念している次第です。該当する箇所は、10 ページにあります主な質問というものの中で、2 番とか6 番と 10 になると思います。

文献がなく評価できないだとか、進めていって避けるべきものになったらどうなるのか等もありました、あと、最後はどんどん概要調査をするように誘導する施策と受け取るがいかがかと。また、6 番にはどうして4 年間でデータが取れないのかとか、10 番には文献調査の資料分析は東京本社で行っていること、それでは現地事務所は何をやっているのかという部分です。

文献調査に関しては、技術ワーキンググループでもいろいろ議論されてきたわけですが、基本、文献調査というのは既存の文献でその地域にある情報を精査して、地層処分に関連するものを吸い上げて確認するということであって、元々文献というのは既存の文献なので、地層処分のためにされているわけではないので、どうしても限界があるということをいわゆる説明会とかでも説明されたんだと思うんですけども、それがうまく伝わっていないのかなというのが懸念される部分です。

一方で2 番のコメントにあるように、疑問が残る点は概要調査に移行しないと分からないという指摘があります。基本、そうなんです、要は調査することだけに文献調査の結果を使われているかのように見られているというのもまた問題で、そこは従来から指摘していますが、やっぱり積極的に悪いところは排除するというスタンスを示しつつ、この文献調査の限界もあるので、きちんとその辺を概要調査でやるんだということを常々説明しないといけないんじゃないかなと感じた次第です。

特に玄海町であると石炭の埋蔵などもありますので、今後、文献調査でやる場合もいわゆる排除の仕方といいますか、それを明確にしていけないといけないことだと思いますので、概要調査に行ったら進むんですよと、全部やるんですよというような誤解のないようにされるのが大事じゃないかなと思って、10 ページのコメントの部分を見ていました。

もう一つは法定プロセスについてですが、これに関してはこういう進め方でせざるを得ないと感じていますが、今回意見の受け付けを延長したりということもあって、それで2,000 件か、非常に多くの意見が出てきたということは、それは非常にありがたいことでもありますので、もちろんNUMOは大変だとは思いますが、この時間的な感覚といいますか、それを今回も教訓に、参考にして、玄海町に関してはもっと余裕を持ってやろうということが大事なかなと思います。

一方で、今後寄せられた意見の見解を作成して首長さんたちに送付する、あるいはその意見に対して選定するとか、その流れの中で今の法定プロセスではまだワーキンググループとかも小委員会も役割とかが見えないので、その辺を早めに示していくというのは大事なかなと思った次第です。私からはその2 点です。以上です。

○高橋委員長

どうもありがとうございました。それでは、八木委員、お願いいたします。

○八木委員

2つコメントさせていただきたいと思います。まず、1つ目が資料4の9ページ目～10ページ目にかけてのところなのですが、法定プロセスの中でのさまざまな試みというのは、評価はいろいろ難しいところはあると思うのですが、非常に限られた人数、限られた時間の中で頑張ったというか、それなりに対応していただいたのではないかとという評価を基本的には持っています。

ただその上で、ご説明の中にもあったように後手に回ってしまった感は若干否めないところがあって、想定以上の数が来たことにすぐ対応できなかったとか、公開が遅れたということは、NUMOさんも直接ご反省されていますけれども、やっぱりそこは真摯に受け止めるべきだと思っているところです。

そのことがやはり広く皆さんにというよりは、特に今回この文献調査、北海道の中のことに対して、これ慎重であったり否定的である人たちにおいては、きっといろんなことが後手に回ったこと自体がストレスであった部分というのがあると思います。

例えばなのですが、10ページ目の上段のところで、最初この質問は、紙でもらって質疑応答しないという形式で全部回られたということだったと思うのですが、NUMOとしてはそれ自体を合理的な取り組みであったと評価されています。その評価自体を否定するものではないのですが、当然しゃべりたい、話したい、もしくは直接質疑応答したいということが声として上がることは想定できたと思うので、本来であれば。

あと、事後的に3月の会をつくるというのではなくて、最初からどこかにそういうものがあるというふうな全体の設計がなされているのであれば、それが望ましかったということや、最終的に道知事、町長、村長に提出される文章でも、ちゃんと反省するというふうな言及があったほうが良いと思っています。

先ほど寿楽委員も似たようなことをおっしゃっていたと思うのですが、NUMOやエネ庁がこの先この事業を進めていくということの意味では、これ貴重な教訓だったり学びという要素もあると思うのですが、その当該地区の方は学ばれる対象ではない。寿都町なり神恵内なり道内でいろんなことを考えていたという方々は、教訓のために自分たちの意見を言ったり何かをしているわけではないので、その方々に与えたストレスとか、そういうものについては、この先、見解をまとめられる時に言及がなされていくべきだと思います。その上でその教訓をこの先の事業に生かしていただきたいというコメントになります。

もう一つは、資料5なのですが、3ページ、4ページにかけて、まず、これも1点目においてはその教訓を受けたという形になるのでしょうか、私個人としてはNUMOが前面に出て対話をするという形ではなくて、事務局に徹するというのを姿勢と

して出されて、それにのっとって運営されるような形になったこと自体は、やっぱり非常にあるべき姿に動いたかなと思っています。

その上でなのですけれども、そうすると当然、実行委員会というところに大きな権限が渡されるということになるのですが、今段階で取材に答えていらっしゃる方の個人名は分かりますけれども、結局この実行委員会が実は今の段階ではブラックボックスの状況になってしまっています。そうではないと思っているところではあるのですけれども、疑念を持ってこのブラックボックスを見れば、ブラックボックスのところに自分たちに都合がいいメンバーシップを置いているじゃないかというふうな、どうしても疑念が持たれがちになります。やはりこの実行委員会の在り方とか、どういうふうに動いていくかということは、規則みたいなというものは透明性をもって公表されていくべきだと思いますので、これも現地の状況等はあるのですぐにということができないのかもしれませんが、できるだけ順守していただくようお願いしたいところです。以上です。

#### ○高橋委員長

どうもありがとうございました。それでは、三井田委員、お願いいたします。

#### ○三井田委員

はい。三井田です。私もこの玄海町の対話を行う場の部分についてちょっとお話ししたいんですけれども、北海道の2町村のいろんな気付きを得て、町民の有志で実行委員会が立ち上がって、町民主体で地元の方主体で行われているというご説明の資料を見て、非常にいいことだとは思いますが。

だからこそ、寿楽先生ですかね、おっしゃっていただいていた、これが立ち上がって動き出す時に、例えば当委員会等を含めてそれを確認とかしていくプロセスを経ていたほうがより良かったんじゃないかなと思ったので、今後そういった対応をしていきたいなと思いますし、まだ1回ですけれども、これを立ち上げ始めてまた得られた気付きとか、そういったものを既に北海道の2町村のほうに生かしたりみたいな形をNUMOさんのほうで何かあったりするのかというのは、ぜひ教えていただきたいなと思います。以上です。

#### ○高橋委員長

ありがとうございました。それでは、織委員、どうぞ。

#### ○織委員

ありがとうございます。ひとまずこの2町村についてプロセスが無事に終わりましたこと、皆さん関係者のご足労に敬意を表したいと思います。

それで、先ほど先生もおっしゃっていたんですけれども、今回のこのプロセスの気付きをどうやってこの後の全国的に広げていくかということが非常に重要だと思っています。

アンケートですとか質問ですとかという情報がすごく溜まっているんですね。これをこのままにしないできちんと分析をして、一体どういう気付きがあって、そこをどうやって反映していくのかって、そのフィードバックを行っていくということも非常に重要だと思うんです。

今までの2か年の中で、多くのアンケートですとか多くの意見の変容ですとかということもありますので、これはすごく貴重なデータなのでぜひきちっと分析をして、そこから得られた教訓というのを次につなげていくという、そういう道筋をまず1点明確にさせていただきたいなと思っています。

それからもう一点、今回のいろんなアンケートですとか質問のところで出てきた、先ほどどなたの委員かもおっしゃっていたんですが、文献調査の意義というものについて、まだまだ誤解があるということがよく分かったと思うんです。

この文献調査の位置付けと、文献調査をやったからすぐに概要に行くんだよ、じゃないんだよという、そこをどうやって誤解を払拭して、法律上のプロセスというものを正しく理解していただくかということ、今回の経験を生かしながら、あるいは今回のアンケートの情報を生かしながら、どうやっていくのかという、その道筋をきちっと答えていただきたいなと思っています。

それから、3点目としては、全国の対話型集会というのは今いろいろローラーでつぶしてやっていって、これはこれで意義があると思うんです。ただ、この試みというのは今までも何回も行われてきたことなんですけれども、やっぱりただつぶすということよりか、ここからいろんな理解をして、さらに広げていってもらうリーダーとなるようなキーパーソンをどうつくっていくか、そういう対話から一步理解して一緒に進めていくような仲間をどう増やしていくのか、そういう戦略的なものが必要なのではないかなということ。

最後に1点だけ。いろんなご指摘の中で自治体の負担が非常に多いというご意見あったんですけれども、これは本当にごもっともだと思います。このコメントというのは非常に重要に受け止めるべきだと思います。

その当事者である手を挙げた自治体だけではなくて、また周辺自治体の首長さんとのコミュニケーションですとか、そういった自治体も絡めた自治体関連の課題というものも今回浮き彫りになっていたので、その対応もしっかりしていくことが重要であるということ、これを改めて指摘させていただきたいと思います。以上です。

#### ○高橋委員長

ありがとうございました。それでは、村上委員、お願いします。

#### ○村上委員

はい、どうもありがとうございます。私からは質問を3点とコメントを1点させていただければと思います。 まず、9ページに対話活動の評価委員会というのが出てきます。

これはこの小委員会で設置した専門家の方々に入っていた対話の場の評価委員会かと勘違いしたのですが、NUMO内部に設置されたものだったということでした。これは今回の法定プロセスのために設置されたものなのか、それとも常設のものなのか、まずは位置付けをお教えてください。

その上で、9名のメンバーがいらっしゃって、八木先生以外は皆さん評議員の方だと事前の説明の後お伺いしました。その目的によると思うのですが、もしかしたら外部の対話や政策形成への市民参加の専門家などにプラスで入っていただく必要があるのではないかと感じましたので、まずはどういうものなのかをお教えいただければと思います。

2点目は、10 ページにあります、質問を 14 点に絞って直接対話ができる、質疑応答の場を設けられたということです。これを設けられたことはすごく重要だったと思っておりますが、その結果、かなり理解が得られたのか、残された課題は何で、今後の概要調査への宿題は何か、などについてお教えいただければと思います。

3点目はコメントです。理解活動のCM、60 秒と 30 秒のを私も拝見させていただきましたが、地層処分が方針であること、それをNUMOが進めているということは伝わる内容だったのですが、今必要なのはその地層処分の受け入れ候補に複数手を挙げていただき、調査を進め、適地を選んでいくプロセスにあるんだということを伝えることが重要なのではないかなと思いました。「この手法が正しい」ということを伝えるCMが今必要なのかどうかというのを疑問を持ちましたので、コメントさせていただきました。

最後に1点質問です。先ほどから寿楽委員、八木委員、三井田委員もコメントされた対話を行う場の形成のプロセスのところなんですけれども、実行委員会は市民、町民の有志ということだったんですが、その募集とか選定のプロセスというのはどういうものなのかがとても気になりました。

皆さんおっしゃられたとおり、そこでどういう議論が出て、こういう、その次のページの整理された形になったのかというところ、もう少し可能であればご説明いただければと思います。よろしくお願いします。

○高橋委員長

それでは、高野委員、お願いします。

○高野委員

まず、玄海町の文献調査についてコメントしたいと思います。寿都と神恵内での対話の場の留意事項に従って改善を図る努力をしているということについては、一定の評価をしたいと思います。一方、より忠実に留意事項を適用することでまだ改善の余地があると思いましたので、幾つか提案したいと思います。

まず、これは八木委員からもご指摘ありましたが、実行委員会の問題ですけれども、実行委員会が運営を行い、NUMOは事務局として支援をするだけなので、運営の中

立性や議題の決定の透明性を確保したように描かれておりますけれども、まだ不十分な印象を受けます。

実行委員長はメディアのインタビューで文献調査に肯定的な考えを表明されているので、調査推進派と考えられます。その他の実行委員の立場は明らかにされていません。

留意事項集には、対話の場のメンバーについて賛否の意見傾向のバランスには十分配慮する必要があると指摘されているので、実行委員会にもそれが適用されてしかるべきではないかと考えます。実行委員について、調査の賛否のバランスが取れているのかご教示ください。

また、NUMOが事務局を担い情報提供を行うことになっています。NUMOは当然、地層処分の事業者なので、十分な運営のチェックが実現されなければ、中立的な運営や公正な情報提供の面で住民から十分に信頼は得られないと考えます。

留意事項集では、地層処分に慎重な立場の有識者からの十分な情報提供の機会を確保すると明記されていますが、資料では慎重意見等の扱いも検討と、表現がトーンダウンしていることも気になります。

そこで、運営の信頼性向上のためにチェック機能と助言機能を備えた第三者諮問機関の設置を提案したいと思います。寿都と神恵内の対話の場の振り返りにおきましても、第三者専門家を組織しましたが、ある程度それが参考になるかなと思っております。つまり、この小委員会の委員が例えば住民参加ですとか、熟議の設計に関する専門家、それを推薦することによりメンバーを構成します。その機関がバランスの取れた情報提供が実現できるかチェックをしたりですとか、対話を行う場に今後参加するであろう有識者の選定の際に助言や紹介をするということが望ましいと思います。

また、なかなか公正な運営に改善されなかった寿都の教訓を踏まえて、対話を行う場の運営に関する住民からの意見を受け付けて、何らかの措置や対処を勧告できるようにするのもいいかなと思っております。

また、今日 25 日付の『しんぶん赤旗』には、この対話を行う場では最終処分場の賛否に関する発言はできないなどの制限があったという玄海町民の声が紹介されているということを知りました。そのような既に玄海町民からの不満の声があるということも指摘したいと思います。この第三者諮問機関の提案に対する回答を求めたいと思います。

もう一点、2 ページですね。玄海交流センターの開所式で、NUMOの山口理事長が玄海町だけでなく周辺自治体住民の意見や質問に真摯に答える必要があると指摘した点は非常に重要でありますし、共感します。

第 1 回の対話を行う場では、会場の外で周辺住民が抗議活動をしていたという報道も目にしました。周辺住民が調査に対し不満ですとか、あるいは疎外されている気持ちを持っていることを示していると思います。そういう人たちとも対話を行って、信頼を得ていく努力が必要だと考えます。

そのための方策の 1 つとして、地層処分や原発関連の交付金を利用したまちづくりに関

して、相反する専門家の意見を聞けるようなシンポジウムをぜひ数多く開催してほしいと思います。寿都でのシンポジウムはそうように設計されたと伺っております。今後の玄海町の対話活動では、そのようなシンポジウムに周辺住民の参加も可能にするような工夫をぜひしていただきたいと思います。

やや時間超過していると思いますが、北海道の文献調査について1点だけコメントさせてください。村上委員も対話活動評価委員会について言及しましたが、この報告書の法定プロセスの取り組み全体に対する検証、改善は、この委員会の意見を踏まえて実施するとのことですが、私はそれだけではちょっと不十分なのかなと思っております。

例えば説明会に参加した住民への聞き取り調査ですとか、この間の取り組みに抗議文ですとか要請文を通して問題提起をしてきた北海道の市民団体との意見交換会を開くですとか、そういうような形で取り組み改善の努力もすべきではないかと思っております。

あるいは、この対話活動評価委員会に参考人として北海道の市民団体などを招くことも検討に値するかなと思いますし、そのような試みが今後の法定プロセスの正当性ですとか、住民の納得感を高めることにもつながるかなと思いますので、この提案に関する、対する回答もNUMOにお願いしたいと思います。以上です。

#### ○高橋委員長

ありがとうございました。それでは、鬼沢委員、お願いします。

#### ○鬼沢委員

はい、ありがとうございます。最初の説明をいただいた13ページの中の全国理解活動のエコプロのところですが、私もエコプロに訪問した時に伺いました。国民的議論をしようというキャッチフレーズがあって、とてもいいなと思ったんですが、ここに延べ4,000人の方が訪問したとありますが、その国民的議論をしようという意味がどの程度伝わったのかなという疑問があります。キャッチフレーズはとても良かったんですが、その国民的議論ということをもう少し参加者に説明するとか、あったほうがより良かったのではないかなと思います。

とても展示そのものは良かったんですが、どの程度そこを理解していただけたのかなというのが、ちょっと残念だったなという気はいたします。それから、次の資料の1ページ目にありますが、玄海町の周辺にも情報提供を行いというふうにあります。今回この玄海町で文献調査をするということを、今の時点で周りの自治体にある程度の説明をされていて、その反応はどうだったのかをお聞きしたいと思います。

それから、北海道の2つの地域の対話の場の反省とか気づきとか、そういうことを生かして玄海町で今回始められたというのはとてもいいと思います。そして、皆様のご意見はいろいろありますが、やはりやりながら修正していくということがすごく重要で



はないかなと思います。

最初から全てOKのことなんてあり得ないわけで、今回やってみて、今日の皆さんのご意見も伺って、ここができていなかったということを真摯に受け止め、今後やりながら変更していくということがとても重要ではないかなと思います。以上です。

○高橋委員長

ありがとうございました。伊藤委員、お願いします。

○伊藤委員

ありがとうございます。もう既に他の委員の方のご指摘とかぶるところがありますので、大きく2点申し上げたいと思います。

1点目は、北海道内での法定のプロセスのところですが、先ほども委員のほうからご意見ございましたとおり、かなり多くの意見が出て、それに対する回答にかなりの時間がかかったということで、やはりそのプロセス自体を検証するという事は非常に重要だと考えています。

公告・縦覧の期間などについて、より柔軟に対応するという事を今回は行ったはずですが、さらに今回の事を踏まえてどういうことがいえるのかということ、改めて検討する必要があるのではないかと考えています。

2点目は、全国的な説明会のところでして、やはりいろいろな取り組みを行って、これからは展開していくということは非常に重要で、もう既に組み込まれていると思いますが、その検証をどういうふうに精緻化していくかということが必要かと思っています。

先ほど、寿楽委員が、資料4の15ページのところについて一時的な効果の可能性もあるというようなご指摘がございました。これ自体どういうふうに最終的に評価をするかというのは非常に難しいと思いますし、手法も限られていると思いますが、ぜひ色々なメディアを通じたさまざまな取り組みがどういう効果をもたらしているのか、この事業に対する理解ですとか、北海道の状況に対する理解というものにきちんと反映されているのかどうかということ、できるだけ色々な機会を捉えて総合的に判断するような手法なり、あるいは考え方というものを示していくことが必要だと思います。

恐らく、そうしないと北海道知事が要請されている3点目の全国的な議論ということの要請の期待を、もしかしたら満たさないかもしれない。効果が一時的なものであったり、全国で議論が行われてもそれが長期にわたって学習とか理解につながっていないということになると、北海道の方で、どうしてもやはりなかなか厳しいというようなお考えを持つかもしれないと思いますので、その部分は北海道だけの要請に応えるということだけではなくて、全国的な議論ということをしつかりと進めていくための効果検証の在り方ということ、もう少し精緻に考えていく機会を増やしていただきたいなと思います。

色々なメディアに宣伝をして、やりっ放しということではなくて、それが本当に効果があるのかどうかということをきちんと検証することが必要なのではないかと思います。以上です。

○高橋委員長

ありがとうございました。それでは、今のご意見に対しまして、NUMO、そして、必要に応じて資源エネルギー庁からご回答を頂戴したいと思います。よろしくお願いします。

○苗村専務理事

大変多くの意見を頂きましたので、できるだけ順次回答させていただきながら、もし漏れているものがあればご指摘いただければ、再度回答させていただきます。

最初、長谷部委員から文献調査の内容について、「確認できません」といった、そういう言いぶりについて誤解を生むのではないかというようなコメントがありました。まずは確認できなかったという事実をそのまま書いたということではありますけれども、確かに誤解を与えるということは私ども本意ではありませんので、今後どうするのかという論点につきましては、次回以降に生かしていきたいと思います。それから、全国の説明会について週末の開催など検討できないのかという話ですけれども、われわれもできるだけ多様な方に参加をしていただくというのが大切だと思っております。さまざまな取り組みについて検討しております。こうしたものを含めて、ご意見頂いたものについても検討していきたいと思っております。

それから、寿楽先生から頂きました、反対があった場合にこの先プロセスから外れるということ、確かに私どもはこれ法律に基づく手続きを忠実に書いたものでございますけれども、地元の首長の方が知事も含めてどなたかが反対されれば先に進まないというのは、これは繰り返し、国も私どもも表明しているところでございます。これは一切変わることがございません。今後の資料については、ご指摘を踏まえてしっかり対応していきたいと考えております。

それから、寿楽先生の一時的な効果じゃないのかというような話ですね。こうしたものにつきましては、社会心理学の専門家の意見等をご紹介いただきながら考えていきたいと思っております。

一時的じゃなくて長期的な態度変容につながっていくかどうかというのは、追いつけるというのは非常に難しいと思っております。われわれの広報事業の中では、まさに広報、例えばその資料を見る前と見た後でどのような考えが変わったかとか、そういうようなことは取っているんですけれども、長期的には追い切れない部分があります。特に新聞広告などについては、モニター調査に頼っているような面もありますので、何ができるかというのをそういう専門家の知見も聞かしていただきながら考えていきたいと思っております。

それから、シンポジウムで国主導のプロセスに関するご意見がたくさんあったというこ

とは、われわれにとっても大変重く受け止めているところでございます。現行プロセスに対して国に何らかの働きかけをということですが、私ども放射性廃棄物処分の実施主体でありますから、われわれが前面に立つということは、当然のことであります。国が前面に立つからといって、われわれの責務が下がるわけではないし、そういうつもりは私ありませんけれども、国にもこれまでも例えば全国行脚とか、そのような形で前面に出てきていただいていると思いますけれども、こうした寿都町長をはじめとする方のご意見など、これは大変重い課題だと思いますので、国と共にどうするのがいいのかというのを考えていきたいと思っております。他方で、やはり地元のご理解というのは非常に大切ですから、これは現行の方式自体もやっていくということも大切だと思っております。理解を得ながらやっていくということが大切だと思っております。

それから、振り返りの結果、寿都町、神恵内村、こうしたものにフィードバックすべきじゃないかということ、これについても、私ども寿都町、神恵内村とも継続的に情報提供とかしておりますので、そうした中でどういうふうにやれるかというのを考えていきたいと思っております。

それから、文献調査の在り方についてのご意見も幾つかございました。こうしたものにつきましては、吉田委員か何人かの方がおっしゃいましたけれども、やっぱりまだまだ伝わっていない部分もちろんあると思いますので、しっかりと、丁寧に分かりやすく伝えていきたいと思っております。

それから、法定プロセスで回答遅延したことについては、さまざま要因分析を行っております。今後のスケジュール設定とかに生かしていきたいと思っております。

それから、玄海町について幾つか申し上げますと、実行委員会がブラックボックスになっているのではないかと、それから第三者諮問機関とおっしゃるような、これを小委の方に運営状況とかをチェックしていただければどうかというようなご提案を、高野委員からも頂きましたけれども、こうした運営につきましては、われわれも、まだ走り始めたばかりですので、八木委員からお話あったように、変えるべきものは変えていくということ、他方で、やはり押し付けられている感が出てはいけませんので、地元の発意というのを大切にしながらやっていくというのもありますので、少し運営させていただいて、運営状況もご報告をしながら、またご意見とか賜ればと思っております。

それから、全国の対話型説明会、織委員からもご指摘いただきましたけれども、やった後どうやっていくのかということのも大切になります。さまざまな取り組み、これに限らず、かなり地域でこの問題について考えていただける方の輪というのは広がってきていると思いますし、全国研修会や教員の方の全国交流会、こうした取り組み見てもだいぶ広がってきているとは思いますが、様々な形でしっかりと単発で終わることなく、理解をしていただける方、地元でのキーパーソンとなる方が育っていくようなことで考えていきたいと思っております。

CMの話について、やはり分かりやすく、まだまだ地層処分というのが国際的な方針だ

とか、入り口のところの知識、特にCMは広く関心が全くない方にも訴えるものですので、そうしたところから始めているという部分はございます。CMに限らずですけれども、特定のメディアだけで全てのことが伝えられるとは思っておりませんので、いろいろな取り組み、組み合わせながら考えていきたいと、また、CMにつきましても当然今後いろんな形で作り方、そうしたものは見直していきたいと思いますので、またご意見も踏まえまして検討をしていきたいと思っております。

玄海町の話について、高野委員から周辺自治体の人たちにも対話を行っていく必要があると思っております。対話の場というのは、まさに留意事項集にも書いてありますけれども、それ1つではないので、派生した取り組みみたいなものもありますし、われわれも周辺自治体でのご要望があれば説明に伺って、そういうような機会を設けるということを積極的にやっていきたいと思っておりますので、そうした取り組み、今、ご提言頂いたところも踏まえながら考えていきたい、やっていきたいと思っております。

駆け足になってしまいましたけれども、もし不十分な点があれば、ご指摘いただければ追加でお話をさせていただきます。

○高橋委員長

NUMOの中の評価委員会のことについて。

○苗村専務理事

失礼いたしました。NUMOの方の対話活動評価委員会は、これは今回のためにつくったということではなく、私どもの活動がなかなか前に進まなかった10年ほど前に、しっかりと事業のPDCAを回していくということで、対話活動についての評価委員会というものをつくって、毎年、私どもの事業の実施結果をまとめた上で、それについて評価・提言を行っていただくという仕組みを作ったものでございます。大多数は評議員の方ですけれども、八木先生にもご紹介があったとおり加わっていただいております。評議員の方もNUMOの外の方でありますので、多様な観点から非常に活発にご意見を頂いているところでございます。

評価委員のメンバーシップとか、そういうようなものにつきましては、これは当然、固定しているものではありませんので、引き続き検討していきたいと思っておりますけれども、実態としては相当かなりけんけんがくがくの意見を、厳しい意見も含めて頂いていると思っておりますし、活動の評価の結果につきましては、毎年度公表をさせていただいております。従来で言うと、最終的には6月の評議員会で議論して、その結果を公表させていただくような形にしておりますので、そうした形で運営をさせていただいております。

○高橋委員長

ありがとうございます。

○高野委員

すいません。1点だけ、漏れているというか、確認したいのは、玄海町での対話を行う場の実行委員4人いらっしゃるということで、その文献調査の賛否のバランスに関して、NUMOは現時点で把握しているのか、していないのかだけ、ちょっとお伺いします。

○永吉理事

永吉のほうからご説明を申し上げます。まず、実行委員4名の選定につきましては、玄海町の役場のほうから地元の地区でいろんな活動をなさっている方を幾つかご紹介を頂いて、打診をしてご承諾をいただいた方になっていただいたというのが経緯でございます。

ご推薦を町から頂く前には、この対話の場の趣旨ですとか、中立性が大事ですとか、その辺をしっかりとご説明をした上でご推薦、ご紹介を頂いておりますので、特に賛否ということについてわれわれは承知をしておりますが、そこも踏まえてご紹介を頂いたものだと思っております。その意味で、実行委員会の中身がよく見えないブラックボックス化みたいな話もございましたが、委員長の方は公表の場で自分の属性をお話しになっています。残りの3人の皆さま方は、ご本人さまたちのご意向で氏名あたりは可能だが属性はちょっと遠慮願いたいということもあつての話でございますが、非常に一生懸命、対話の場の運営については地元の皆さんに寄り添って一生懸命、頑張っているというので、今日委員の皆さま方から頂いた点についてはしっかりお伝えをして、実行委員会との今後の在り方も含めて、皆さまへのお知らせ方も含めて、そこはしっかりとお伝えしていきたいと思っております。以上です。

○高橋委員長

では、エネ庁から。

○横手課長

資源エネルギー庁です。今のまさに玄海町の対話の場に関して、まず事前にご相談できなかったことは大変申し訳ありません。北海道のプロセスもありまして、われわれも事前に相談できればとは思ってはあったんですけども、なかなかそれだけの、純粋にリソースが足りなかったということでございまして、そこはご容赦賜ればと思っております。

その上で、今まさに議論のありましたような透明性であるとか、こういったところでなかなか悩ましいなところもあると思っております。今まさに永吉理事のほうからもありましたように、結局それは地域主体の取り組み、地域のための取り組みでありますし、よってもって地域に対しての透明性というのはしっかり一番に確保されるべきですけども、それと社会に対する透明性というところは多分段差があるんじゃないのかなと思っております。

例えば、先ほどの実行委員会って誰が入っているのかというところは、これは対話を行う場で実行委員の方々はしっかり名前も出してご挨拶をされていますし、その状況をケーブルテレビで地元には流れるわけです。ということは、地元の方々は誰が実行委員に入っているのかということは、既にそれは分かる状態になるということだと思っています。

そうした状況に対して、社会全体にまでどこまでわれわれが公開していきなさいいけないのか。そこは地元の意向もある中で、ここのバランス、まさに先ほど寿楽委員もおっしゃったように、そこのバランスというのを取っていくのがNUMOの仕事でしょうということはそのとおりだと思います。

なので、もちろんわれわれも、そこは地元の意向にも配慮をしながら、可能な限りバランスを取りながら公開できるものは公開していくということだと思っていますが、やはり地元の活動としての対話の場が誰に向けたものなのかというところで申し上げれば、一番大事にしなさいいけないのは地域の方々だろうということ、ここは忘れてはいけないポイントかなと思っています。

その上で、先ほど苗村専務理事の方から対話を行う場というのは1つとも限りません、というお話ありました。そのとおりだと思っています。いろんな立場の方々の対話の場というものが地域において立ち上がるならば、それは全然良いと思いますし、それについてNUMOとしてしっかりと支援をしてくと。

それはもちろんいろんな費用もかかりますから、そういったものの支援をしていくということ自体は、NUMOとしてはそういう構えであるということは地元に対してもご説明をしているところであります。

そうした中で、もう全部お任せしますといたら、なかなか1個も立ち上がらないみたいな状況にもなり得るが故に、町の方々と相談をせずには1つ代表的なものとして1個立ち上げていると、そういうものなんじゃないかなと私としては思っているところであります。そういう意味ではまさに高野委員がおっしゃったように、慎重な方々が主体となったような場みたいなものがあつたっていいんだと思います。そういったものもしっかりとNUMOとしては応援をしていくということだと思っています。

文献調査の意義のところについて、吉田委員と織委員のほうからお話ございました。まさに文献調査というもののそのものは既存文献で、しかもそれは別に地層処分のために調べられた情報ではないと。そういうものの中から調べていくということで、やはり限界があるということだと思っています。

元々、そういう意味では、文献調査をやったから処分地になってしまうということでもありませんし、そこは段階的に良い場所を選んでいくというのが今の法律の思想、こういった意義のところもあると思います。 こういった点について、まだまだ十分にご説明をし切れてなかったというところ、ご理解いただけていないところはあるとは思っていますので、そういったところもしっかりとご説明をしてくということかなと思っていますところであります。

そういう意味では、要するに文献調査そのものは概要調査に入る前の、文献調査で既存の文献で分かる範囲でその状況を調べた上で、絶対に避けなければいけないところがあるのか、ないのか、そういったところを確認してくものなんだろうと思っているところではありますので、こうした点をしっかりともしっかりとご説明をしていくのかなと。

その上で、次に進むかどうかというところは、先ほどプロセスから外れるところ、寿楽委員の方からもありましたように、それはもう地元の意向を確認した上で、意に反して先には進まない、こういったところはこれまでも申し上げさせていただいているところと変わりはないということでございます。

国側にも関連する部分としては以上かなというふうに思います。もちろん、伊藤委員との関係では、今回プロセス自体をしっかりと検証していかないといけないよねというのは、まさにそのとおりだと思っております。

われわれも全国訪問の部分も含めて、まだまだ十分に効果であるとかを検証し切れていない部分、それはあろうかと思ひますし、先ほど苗村専務理事のほうから説明ありましたように、なかなか全国広報の効果のようなものは検証しにくい部分も十分あろうかと思っています。

なので、そういったところは、まさに今日こうやって法定プロセスが一旦終わったという区切り、それから玄海が立ち上がったというような区切りのタイミングでございますので、そういう状況をご報告させていただいて、先生からのご意見を頂戴したというところでもあります。こうしたご意見を参考にしながら、われわれとして引き続きプロセス全体もどうあるべきなのかというところは考えていくのかなと思ひてございます。

もう一点、鬼沢委員のほうから周辺自治体の反応、玄海の話ですね。周辺自治体の反応というご質問ございました。私自身としては、唐津の議会であるとか伊万里の議会であるとか、そういったところに呼ばれてご説明には上がったところでありまして、安全性は大丈夫なのかとか、そういったご質問ありましたけれども、冷静に聞いていただけたのかなと思ひます。

もちろん、それによって賛だ否だという気はないんですけれども、冷静にお話聞いて頂けたかなと思ひています。あとは、例えば今年、佐賀新聞さんが玄海町で文献調査を進めることについての、佐賀県内のアンケート調査を報道されていまして、正確な質問は忘れましたが、進めてもいいんじゃないかというのが 30%強で、進めるべきじゃないというのが 28%、29%ぐらいということで、非常に拮抗しているというところでありまして、また、その新聞記事の中でもう一ついわれていたのは、一番賛成、やればいいんじゃないのかと言っているのが、隣の唐津市が一番高かったという、そんな報道もありました。

これをもって何かを語るつもりはないんですけれども、そういう意味では周辺自治体の反応という意味でご参考として紹介させていただくところでありまして、いずれにせよ周辺も含めてわれわれしっかりとご説明を尽くしていくと、そういうことだと思ひてございます。以上です。

○高橋委員長

ありがとうございました。それでは、国、NUMOにおかれましては非常に多様な、しかも重要なご意見を皆さまから頂きましたので、今年度も着実に取り組みを進めていただくようお願いしたいと思います。

本日の議題は以上となります。委員の各位におかれましては、貴重なご意見を頂きましてありがとうございました。

○寿楽委員

委員長、1点だけよろしいですか。

○高橋委員長

はい。

○寿楽委員

運営のことなんですけれども、前回の会議の議事録と議事概要がまだ出ておりませんで、これはもう既に9カ月近く経過しておりまして、私も含め他の委員の先生方の確認は済んでいるのではないかと推察しますので、これやはり議事録がきちんと上がるというのは重要なので、可及的速やかに対応をお願いします。

○横手課長 大変失礼いたしました。

○高橋委員長

ご指摘ありがとうございました。それでは、今後、資源エネルギー庁よりNUMOにおきまして、本日の議論を踏まえて必要な対応をお願いしたいと思います。

○横手課長

ありがとうございました。高橋委員長、委員の皆さまにおかれましては、貴重な審議をいただきまして誠にありがとうございます。北海道寿都町、神恵内村の法定理解プロセスは見解書の作成、送付等、まだ続きますので、本日の皆さまからのご意見も踏まえまして、丁寧に対応してまいりたいと考えております。

また、佐賀県玄海町での対話を行う場も始まりまして、対話活動が本格化してまいります。住民の皆さまにご理解をいただけるよう、本日の皆さまからのご意見も踏まえまして、丁寧に対応してまいりたいと考えております。

また、今後こういったことができるのか、さらなる取り組みについて、国、NUMOとしても考えてまいりたいと思っております。



○高橋委員長

ありがとうございました。若干時間延びまして申し訳ございませんでした。これをもって、第6回特定放射性廃棄物小委員会を閉会いたします。本日はご多忙のところ、長時間にわたりご熱心にご協議いただきましてありがとうございました。

○横手課長

ありがとうございました。